

食品流通対策に関する行政評価・監視
—食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として—
〈結果に基づく勧告〉

ポイント

食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心に調査を行い、その結果、農林水産省に対して、次の事項を勧告

① 卸売市場改革の一層の推進

- ・ 中央卸売市場整備計画策定後に、再編基準に該当した中央卸売市場を把握・公表し、該当市場の対応措置を報告させること。また、必要に応じ、整備計画に盛り込むなどの指導を行うこと。
- ・ 都道府県に対し、施設整備事業の採択要件である投資効率について、厳格な審査を行うよう指導すること。
- ・ 電子商取引の活用に係るモデル事業の効果についての的確に検証し、その結果を踏まえ、卸売市場における電子商取引の導入の在り方を見直すこと。
- ・ 中央卸売市場における取引実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制を見直すこと。

② 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

- ・ 食品生産製造等提携事業について、事業実施主体における事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対する構造改善事業の円滑な実施に向けた必要な指導等を行うこと。
- ・ 食品生産製造等提携事業に係る認定の取消しの事由について明確な基準を作成し、同基準に基づく適切な措置を講ずること。
- ・ 補助金の不適切な執行については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。

※ 「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 農林水産、環境担当評価監視官室
川田上席評価監視調査官、鳥井評価監視官付
電話（直通） 03-5253-5439
FAX 03-5253-5443

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html

● 調査の背景と勧告事項（概要）

背景

食品の流通部門は、食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するという重要な役割を果たしている。

しかし、我が国の食品流通部門は長らく高コスト構造にあると言われており、このため、農林水産省は、食品の流通部門の構造改善を促進する観点から、食品流通構造改善促進法に基づく基本方針等に基づき、卸売市場改革の推進、農林水産業と食品産業との連携の強化等各種の施策・事業を実施している。

社会構造の変化を背景とした「食の外部化」が進展する中で、流通機構の合理化等を図るため農林水産省が実施している食品流通対策に係る事業は、食品の流通部門の構造改善を推進する上で大きな役割を占めており、一層効果的かつ効率的に実施することが必要

調査の内容等

○ 本行政評価・監視は、食品流通対策に係る事業の効果的・効率的な取組の推進を図る観点から、

① 卸売市場改革の一層の推進

② 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

について調査

本調査は、総務省行政評価局、8管区行政評価局（支局を含む。）、沖縄行政評価事務所及び石川行政評価事務所が、平成21年12月から調査を行い、その結果を取りまとめたもの

○ 平成16年度から20年度に実施された上記事業等について調査

○ 主な調査対象機関

農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体 等

（注） 主な関連法律

①食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）

②卸売市場法（昭和46年法律第35号）

主な勧告事項

食品流通対策に係る事業の効果的・効率的な取組の推進を図る観点から

1 卸売市場改革の一層の推進

2 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

について勧告

○ 勧告先：農林水産省

○ 勧告日：平成23年7月29日

● 主な問題点と勧告事項（概要）

主な調査結果

1 卸売市場改革の一層の推進

- ① 中央卸売市場整備計画の策定後に、再編基準に該当した市場（1市場）あり。しかし、当該市場の再編方針が不明確
- ② 卸売市場の施設の整備に対する国庫補助等に際して、都道府県の審査が不十分なため、費用対効果分析及び目標設定が不適切なもの（7件）あり
- ③ 卸売市場における電子商取引の活用に係るモデル事業の効果について、検証が不十分。モデル事業の検証結果を踏まえ、導入の在り方を検討することが必要
- ④ 相対取引や第三者販売等に係る事前の承認申請等は、取引実態に応じたものとなっておらず、卸売業者等にとって大きな負担

2 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

- ① 食品生産製造等提携事業（125件の認定に係る236取引）について、事業計画で定めた目標の未達成（110取引）、取引中止（14取引）、取引関係は継続しているものの取引実績がないもの（1取引）あり
- ② 上記の取引中止等となっているものについて、農林水産省は認定の取消し等の措置を講じていない。また、認定の取消事由について明確な基準を作成していない。
- ③ 食品流通対策に係る国庫補助事業（121件）において、効果の把握・検証を行っていないものや補助効果の乏しいもの、また、申請できない経費の交付、補助目的以外の用途に使用、競争原理を働かせることにより経費削減の余地があるなど不適切なもの（74件）あり
しかし、農林水産省は、事業の効果の検証及び事業実施主体への指導が不十分。また、補助金の交付決定及び執行に係る審査が不適切

（注）上記1、2の件数は、補助金等の交付件数である。

主な勧告事項

- ① 整備計画の策定後に、再編基準に該当した中央卸売市場を把握・公表し、該当市場に対し、対応措置を報告させること。また、必要に応じ、整備計画に盛り込むなどの指導を行うこと。
- ② 都道府県に対し、施設整備事業の採択要件である投資効率について、厳格な審査を行うよう指導すること。
- ③ モデル事業の効果を的確に検証し、その結果を踏まえ、卸売市場における電子商取引の導入の在り方を見直すこと。
- ④ 中央卸売市場における取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制を見直すこと。

- ① 事業実施主体における事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対する構造改善事業の円滑な実施に向けた必要な指導等を行うこと。
- ② 認定の取消しの事由について明確な基準を作成し、同基準に基づく適切な措置を講ずること。
- ③ 補助金の不適切な執行については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。等

1 卸売市場改革の一層の推進

制度・仕組み

(1) 卸売市場の再編

【資料1～2】

中央卸売市場の開設者は、再編基準（注）の3以上の指標に該当する場合、地方卸売市場への転換、他の市場との統合等いずれの方法により再編に取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容等を決定することとされている。

（注）再編基準：取扱数量の減少等中央卸売市場としての機能が低下している市場の目安で、4つの指標がある。

(2) 卸売市場における施設の整備

【資料3】

事業費が5,000万円以上の卸売市場施設整備にあつては費用対効果分析を実施し、投資が過剰とにならないよう投資効率（注）を十分に検討することとされている。

（注）妥当投資額が、総事業費を上回るかどうかの目安で、投資効率が「1」を上回ることが事業採択の要件

(3) 卸売市場における電子商取引

【資料4】

商物分離直接流通成果重視事業（電子商取引実証モデル事業）

農林水産省は、電子商取引を導入する中央卸売市場を増やすため、平成18から20年度まで、事業費3.9億円を投じ、全国10市場でモデル事業を実施

(4) 卸売市場における取引規制等

【資料5】

中央卸売市場における取引は、卸売市場法等の法令や業務運営通知に基づき、卸売市場開設者（地方公共団体）が定めた業務規程により規制

調査結果

報告書 p 2～59

○ 再編基準に該当する中央卸売市場に係る再編の取組の明確化

農林水産省は、第8次中央卸売市場整備計画策定後に再編基準に該当した中央卸売市場に対する再編の取組を明確にしていない。このため、再編基準に該当しているにもかかわらず、再編に向けた取組方針を決定していない市場あり

○ 卸売市場の施設整備に係る事業採択審査の厳格化等

卸売市場開設者等が整備した事業費5,000万円以上の79件を調査した結果、7件で問題（8事例）あり

- ① 投資効率を算出する際、取扱数量が減少傾向であったにもかかわらず、増加するものと見込んで算出したため、投資効率が「1」を上回り事業が採択されたもの（2事例） 【資料6】
- ② 投資効率の算出を誤っているにもかかわらず、適正な算出について指導が行われていないもの（4事例）等 【資料7】

○ 電子商取引実証モデル事業の検証

電子商取引を経由した取扱数量の平均は2.3%、実施市場は拡大せず目標より大幅に低調。しかし、モデル事業の効果について、検証が不十分。モデル事業の検証結果を踏まえ、導入の在り方を検討することが必要

○ 卸売市場における取引の効率化

相対取引や第三者販売に係る事前の承認申請等は、取引実態に応じたものとなっておらず、卸売業者等にとって大きな負担

主な勧告の内容

- ① 整備計画の策定後に、再編基準に該当した中央卸売市場を把握・公表し、該当市場に対し、対応措置を報告させること。また、必要に応じ、整備計画に盛り込むなどの指導を行うこと。
- ② 都道府県に対し、施設整備事業の採択要件である投資効率について、厳格な審査を行うよう指導すること。
- ③ モデル事業の効果を的確に検証し、その結果を踏まえ、卸売市場における電子商取引の導入の在り方を見直すこと。
- ④ 中央卸売市場における取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制を見直すこと。

2 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

制度・仕組み

(1) 食品生産製造等提携事業

食品製造業者等は、農林漁業者等と共同して行う事業について構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる（認定を受けた事業者を「認定事業者」という。）。認定事業者は、必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫からの低利・長期融資又は民間金融機関からの借入れに対する債務保証を受けられる。

(2) 食品産業競争力強化対策事業

食農連携促進事業では、農林水産業や関連産業等とが連携して食料産業クラスターの形成、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等を目指す取組を支援

また、食品流通高付加価値モデル推進事業では、地域農水産物を活用したブランド化、オリジナル商品開発等付加価値向上を図り、食品小売業及び商店街の活性化を図る。

調査結果

報告書 p 60~94

- **認定事業計画が未達成**（食品生産製造等提携事業）
実績報告書の提出のあった125件の認定に係る236取引のうち、
 - i) 事業計画で定めた目標が未達成（110取引）
 - ii) 110取引のうち目標達成率 50%未満（27取引）
 - iii) 取引中止（14取引）、取引実績なし（1取引） 【資料8】
- **取消し基準が不明確**（食品生産製造等提携事業）
取引中止等となっているものについて、農林水産省は認定の取消し等適切な措置を講じていない。また、認定の取消しの事由に該当する基準が不明確
- **新商品開発の販売が低調**（食農連携促進事業等）
新商品の開発事業による販売実績（販売量）が低調。また、調査した121製品のうち45製品（37.2%）は商品化されず、又は販売実績なし 【資料9】
→ 4 地方農政局等では未達成の原因を未把握

主な勧告の内容

- ① 食品生産製造等提携事業について、
 - i) 事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導等を行うこと。
 - ii) 認定の取消しの事由について、明確な基準を作成するとともに、同基準に基づき適切な措置を講ずること。
- ② 食農連携促進事業等について、
事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、事業実施主体に対し、効果が発現するよう事業実施時及び事業実施後に必要な指導を徹底すること。

制度・仕組み

(3) 加工・業務用野菜の安定供給に係る事業

加工・業務用国産野菜の安定供給体制を確立するとともに、契約取引の導入の推進等を目的として、生産現場での実証試験及び普及・啓発等を実施する事業主体に補助金を交付

(4) 農産物直売所の整備等に係る事業

強い農業づくり交付金により、地産地消の取組の核と位置づけられている農産物直売所や加工処理施設などの整備を支援

(5) 通い容器の普及促進等の物流効率化に係る事業

①青果物の輸送における通い容器の本格的な普及、②電子タグ等のIT技術を活用した流通システムの構築等の取組の推進を図るため、実証事業等（補助事業）を実施。また、稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導するため、交付金を交付

(6) 水産物の新たな流通経路の構築に係る事業

漁業生産者団体等が漁業者から買い取った水産物等を、最終実需者とあらかじめ締結した契約に基づき売却する直接取引について、財団法人魚価安定基金が水産業協同組合等に対して助成

調査結果

- 農林水産省は、実証試験を実施した地区におけるその後の状況や課題を未把握（加工・業務用対応型野菜生産流通拡大事業等）

報告書 p 95～99

- 6事業実施主体の契約 32件を調査した結果、指名競争入札 18件全て及び随意契約9件のうち7件が、明確な理由もなく指名競争入札又は随意契約で事業を実施（農産物直売所等の整備）

報告書 p 100～108

- 10事業実施主体の契約25件を調査した結果、6件の代行施行契約全てが競争入札に付すことなく随意契約で事業を実施、また、10件の請負施行契約が明確な理由もなく指名競争入札等で事業を実施

（集出荷施設の統廃合に係る事業） 【資料14】

報告書 p 109～125

- 最終実需者との取引契約65件のうち、3件は事業終了後の日付で契約を締結。また、15件は水産庁長官の事業承認前に契約を締結（直接取引推進事業）

報告書 p 126～137

- 補助事業の執行の不適切（上記の外、(2)～(6)の各事業に共通）

- ① 補助目的以外の用途に使用など事業費の執行が不適切なもの(20事例)
- ② 一般競争入札や見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより、経費削減の余地があったもの(14事例)
- ③ 補助金等支出明細書において、実際の執行実績と異なった金額を公表していたもの（7事例）等

【資料10～13, 15】

主な勧告の内容

- ① 加工・業務用野菜の安定供給に係る事業について、実証試験を実施した地区の実施後の状況や課題を把握し、その結果に基づき栽培技術等の普及を行うこと。
- ② 補助金の適正な執行を図るため、事業実施主体から厳正な報告を求めるとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこと。また、実績報告書及び補助金等支出明細書において、事実と異なる項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。
- ③ 都道府県に対し、事業実施主体が明確な理由もなく指名競争入札及び随意契約を行っている場合は、一般競争入札を徹底すること。また、代行施行の契約を行う場合は、事業実施主体が競争契約を確実に履行するよう指導を徹底すること。
- ④ 直接取引推進事業について、事業実施要領に該当しない契約に対する助成については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。また、今後類似の事業を実施する場合は、事業の透明性を確保する観点から、事業実施要領等に基づき明確な運用を行うこと。